

■ 令和7年の年末調整と令和8年からの給与計算について

10月の3週にわたり「年末調整」のポイントをご案内してまいりました。

最終週の今号では年末調整対応のまとめと来年の給与計算の改正対応についてご案内いたします。

●●● 令和7年の年末調整について

11/26(水・夜)に対応メンテナンスを行う予定です

基礎控除の見直し	給与所得控除の見直し
特定親族特別控除の創設	扶養親族等の所得要件の改正

対応メンテナンス実施前のシステム環境では、これら改正にかかる控除額や税額の算出が行われませんのでご注意ください。

その他、NTT データ「達人」、国税庁「年調ソフト」の最新版対応などを包括

<情報をご参照ください> 通勤手当の非課税限度額改正について ※対象=マイカー通勤

7年 通勤手当 限度額



国税庁：通勤手当の非課税限度額の改正について

国税庁より、本年の年末調整にあたって以下の案内が出されております。

「今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。」(抜粋)

◆想定

マイカー通勤者の通勤手当非課税限度額の引き上げが行われ本年4月にさかのぼって適用される。

これにより生じた差額(非課税とすべき額)は、本年の年末調整で調整を行う。※2014年に同様の改正あり

◆CASH RADAR PB システム対応

想定のとおりであれば【源泉徴収簿入力】の画面上部「調整入力」ボタン(2014年に実装)を使用する対応となります。

●●● 令和8年1月からの給与計算について

12/17ならびに12/24に対応メンテナンスを行う予定です

12/17 予定	➢ 令和8年1月1日以降に支給する給与・賞与の源泉徴収税額(源泉徴収税額表・電算式)の改正 ➢ 特定親族にかかる社員情報区分の追加 など
12/24 予定	➢ 給与データ入力における通勤手当の非課税限度額改正対応 ※改正が行われる場合 ➢ eLTAX: 源泉徴収票および給与支払報告書のCSVファイル対応